

最低賃金を確認しましょう

問 新潟労働局 労働基準部 賃金室

☎025・288・3504

10月1日(金)から新潟県最低賃金が時間額859円に改定されました。県内で働く臨時、パート、アルバイトなどを含むすべての労働者に適用されます。使用者も労働者も最低賃金を確認しましょう。

都市計画道路事業認可図書の縦覧

問 都市計画課 都市計画係

☎773・6662

新潟県が国土交通省から認可を受けた、都市計画道路事業の図書の写しの送付がありましたので、縦覧します。

縦覧場所 都市計画課

施行者の名称 新潟県

都市計画事業の名称

南魚沼都市計画道路3・4・33号

塩沢中央通り線

事業地の所在地

南魚沼市塩沢字後ノ田及び字来清地内(塩沢駅から牧之通りまでの間)

健康・福祉



身体障がい者の運転免許取得費・自動車改造費の助成

問 福祉課障がい福祉係

☎773・6667
☎773・6723

運転免許取得費の助成

第1種普通自動車運転免許を取得する費用の3分の2を助成します。※限度額は10万円

対 次のすべてに該当する人

- ・市内に住所がある
- ・身体障害者手帳(1〜4級)を所持している
- ・免許を取得により就労など、社会参加が見込まれる

申請に必要なもの

身体障害者手帳

※自動車学校に入校する前にお申し込みください。助成金は免許取得後に支払われます

自動車改造費の助成

就労などの社会参加のために自動車を改造した場合に、改造費の一部を助成します。

助成額

①本人が運転する場合
上限10万円で実支出額を助成。

②介護者による運転の場合

上限40万円で実支出額を助成。ただし、申請者の属する世帯の課税状況で改造費の3分の2または2分の1を助成。

対 次のすべてに該当する人

- ・市内に住所がある
- ・改造によって社会参加の日数が6か月以上継続して、週1日以上または月4日以上見込まれる
- ・過去5年間に本制度による助成を受けていない

①本人が運転する場合

上肢、下肢、体幹不自由の1級または2級の身体障害者手帳を所持している。または身体障害者手帳を所持し、運転免許に改造要件が記載されている。

②介護者による運転の場合

1級または2級の身体障害者手帳を所持し、車いすを利用している。 ※世帯に市民税所得割額が46万円以上の人がいる場合は対象外

申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳
- ・改造費用のわかる見積書(既製改造車購入の場合は改造車と標準車の2種類)
- ・カタログ
- ・運転免許証

・社会参加の日数を確認できる書類(通勤、通学、通所、通院証明など)

※既存車両を改造する場合、改造前の車の写真、車検証

申 福祉課障がい福祉係、大和・塩沢市民センター

精神障がい者への入院医療費助成

問 福祉課障がい福祉係

☎773・6667
☎773・6723

精神疾患で入院して医療費を支払った人に、医療費の一部を助成します。

対 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、精神疾患を支給事由とする障害年金を受給している人

※次に該当する人は対象外です

- ・生活保護世帯
- ・一定の所得額を超える世帯
- ・重度心身障害者医療費助成(県障)の受給者のうち、標準負担額減額認定証の交付を受けている

申請に必要なもの

保険証、精神障害者保健福祉手帳、年金証書

